

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による ガス料金の軽減措置について（延長）

2023 年 10 月 1 日

栄ガス消費生活協同組合は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」の延長を受けて、2023 年 11 月検針分から 2024 年 1 月検針分まで、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定いたします。

なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当組合へのご連絡は不要です。

1. 本事業による値引き概要

・対象のお客さま

当組合とガスをご契約されているお客さま

（都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m^3 以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。）

・適用期間

2023 年 11 月検針分から 2024 年 1 月検針分まで

（2023 年 10 月検針日の翌日から 2024 年 1 月検針日まで）

・値引き単価

15 円/ m^3 （税込）

＜参考＞2023 年 10 月検針分のガス料金・標準的なご家庭（月間使用量 51 m^3 ）

基本料金	基準単位	調整額	値引き	使用量	ガス料金
値引き前：1128.60 円＋	((112.05 円＋40.57 円)			×51 m^3)	= 8,912 円
値引き後：1128.60 円＋	((112.05 円＋40.57 円－15 円)			×51 m^3)	= 8,147 円
値引き額：	8,912 円－8,147 円	=	765 円（税込）		

2. 電気・ガス価格激変緩和対策事業について

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

TEL：0120-013-305 受付時間：全日 9 時から 17 時まで（年末年始を除く）

ガス料金等のお問合せは当組合までお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

栄ガス消費生活協同組合
業務課

TEL：0256-45-2049